森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行実施要領

第１　ＩＣＴ活用工事

１　概要

ＩＣＴ活用工事とは、ＩＣＴ施工技術を活用する工事である。また、本要領は、ＩＣＴ施工技術を用いて付帯構造物設置工を実施するための要領を定めたものである。

２　ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）におけるＩＣＴ施工技術

次の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、②④⑤の段階を必須とし、①の段階は受注者の希望によることとする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工（該当無し）

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

ＩＣＴ付帯構造物設置工はＩＣＴ活用工事（土工）の関連施工工種として実施することとする。

３　ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤及び表－１によるものとする。

①３次元起工測量

工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下の（１）～（４）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、監督職員との協議の上、以下の（５）～（７）の管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。

また、付帯構造物設置工の関連施工として実施するＩＣＴ活用工事（土工）等の起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

（２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

（３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

（５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

（６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

３①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図面データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成は、ＩＣＴ活用工事（土工）等と合わせて行うが、ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）の施工管理においては、３次元設計データとして、３次元座標を用いた線形データも活用できる。なお、ＴＩＮ形式でのデータ作成は必須としない。

③ＩＣＴ建設機械による施工

付帯構造物設置工においては、該当無し。

④３次元出来形管理等の施工管理

以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

・出来形管理

以下の（１）～（９）の技術から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。

なお、使用する技術については、最新の３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）を参照し、適用工種に留意すること。

また、以下の（１）～（４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

（１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
（２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
（５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
（６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
（７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
（８）モバイル端末を用いた出来形管理
（９）地上写真測量を用いた出来形管理

・出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。

・出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

３①（実施した場合）②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

《表－１　ＩＣＴ施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／3次元出来形管理等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②、 ⑤、⑥、⑦	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②、⑧	
	TS等光波方式を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②	
	ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②、 ⑤、⑥	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②	
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③	
	TS等光波方式を用いた出来形管理技術（護岸工）	出来形計測	－	○	○	①、④	付帯構造物設置工

【凡例】○：適用可能　－：適用外

【関連要領等一覧】		
	①	３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
	②	３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③	３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
	④	３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）
	⑤	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑥	公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑦	UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑧	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

※各要領等については、国土交通省等において定めたものを準拠することとする。

４　ＩＣＴ活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事は、「森林整備保全事業工事工種体系」における以下の種別（レベル３）が含まれる工事とする。なお、従来施工において、森林整備保全事業施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）
（コンクリートブロック張）
（連節ブロック張）
（天端保護ブロック）
・緑化ブロック工
・石積（張）工
・側溝工　（プレキャストＵ型側溝）
（Ｌ型側溝）
（自由勾配側溝）
・管渠工
・暗渠工
・縁石工（縁石・アスカーブ）
・基礎工（堤防・護岸）（現場打基礎）
・基礎工（堤防・護岸）（プレキャスト基礎）
・海岸コンクリートブロック工
・コンクリート被覆工
・付属物設置工（堤防・護岸）

第２　ＩＣＴ活用工事の実施方法

ＩＣＴ活用工事（土工）等における関連施工工種とするため、ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）単独での発注は行わない。

第３　ＩＣＴ活用工事実施の措置

１　工事成績評定における措置

ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。

第４　ＩＣＴ活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

１　施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ施工技術の活用を実施するに当たって、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」等（表－１【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

２　３次元設計データ等の貸与

（１）ＩＣＴ活用工事の導入初期段階においては、従来基準による２次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「３次元起工測量」及び「３次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は、当該工事の工事費にて変更計上できるものとする。

（２）発注者は、３次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与するほか、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する３次元設計データに３次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「３次元起工測量」及び「貸与する３次元設計データと３次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は、当該工事の工事費にて変更計上できるものとする。

３　工事費の積算（受注者希望型における積算方法）

発注者は、発注に際して森林整備保全事業設計積算要領等に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者の希望によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、ＩＣＴ活用工事を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、ＩＣＴ施工技術の活用について協議を行う際には、「第１　２①②④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

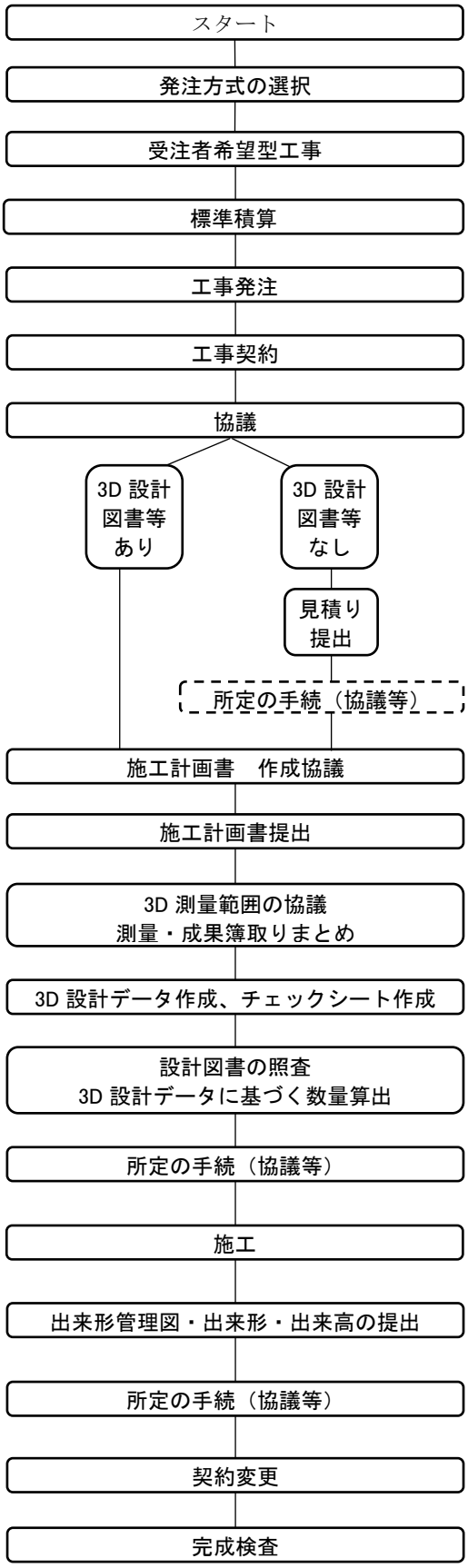
・森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領

また、現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、所定の手続（協議等）を通じて設計変更するものとする。なお、見積り徴収に当たり、別紙「ＩＣＴの活用に係る見積書の依頼について」を参考にするものとする。

４　ＩＣＴ監督・検査体制の構築

ＩＣＴ活用工事の監督検査を適切に行うことを目的に、研修等でのＩＣＴ施工技術の習得を図るなど、ＩＣＴ施工技術の活用に精通した監督・検査職員の体制構築を速やかに整えるものとする。

※参考 ＩＣＴ活用工事の発注から工事完成までの手続及び流れ



←第２　１発注方式

←第４　３工事費の積算
「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

←第４　２　３次元設計データ等の貸与

※３D 設計図書等とは、２次元の図面を３次元に変換したもの。

←第４　３工事費の積算

←各森林管理局の運用によるものとする。

←第１　ＩＣＴ活用工事

※　施工計画書作成前に協議を実施し、協議内容を施工計画書に反映させる。

←第１　２①３次元起工測量

←第１　２②３次元設計データ作成

←第１　２③ＩＣＴ建設機械による施工

←第１　２④３次元出来形管理等の施工管理
←第１　２⑤３次元データの納品

←第４　３工事費の積算

←３次元計測技術を用いた検査の実施

別紙

ＩＣＴの活用に係る見積書の依頼について

【ＩＣＴ活用工事については、以下を適用する。】

1）工事費の調査を指示する場合、対象内容の決定は発注者が行い、依頼種別を明確にすること。

2）設計条件等を明示（場合によっては図面を添付）して、次の依頼書（必ず書面にて依頼）を参考に実施するものとする。なお、見積書には、提出日付、単価適用年月、納入場所、見積有効期限等の記載があることを確認すること。

＜参考様式＞

令和○○年○○月○○日

○○株式会社　　殿

○○森林管理署長

見　積　り　依　頼　書

標記について、下記条件により見積りを依頼します。

なお、提出時の宛名は○○森林管理署長として下さい。

記

提出期限		令和○○年○○月○○日
見積条件	品　　名	
	形　状　寸　法	
	品　質　規　格	
	使　用　数　量	
	納　入　時　期	
	納　入　場　所	
	そ　の　他	

①歩掛徴収の例

○○工（○○工法）　○○㎡当たり単価表

施工箇所：○○県○○市

施工内容：別添仕様書及び図面のとおり（全体施工量：○○㎡×○断面）

工期：別添仕様書のとおり

単価適用年月：令和○○年○月

名称	規格	単位	数量	備考
土木一般世話役		人		
普通作業員		人		
○○運転		日		
諸雑費		式		

（価格条件等がある場合は別途に併記させる。）

※歩掛様式を提示し、数量・備考のみを記載させる。

※諸雑費等を計上する場合は、その詳細を明確にする。

②施工単価の徴収の例

施工箇所：○○県○○市

施工内容：別添仕様書及び図面のとおり

工期：別添仕様書のとおり

単価適用年月：令和○○年○月

品目	形状・寸法（品質・規格）	単位	備考	施工単価
		㎡	施工規模 ○㎡程度	

③３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用の例

施工箇所：○○県○○市

施工内容：別添仕様書及び図面のとおり

工期：別添仕様書のとおり

単価適用年月：令和○○年○月

項目	手法	単位	数量	金額
３次元出来形管理	例）UAV 写真測量	式	1（実施数量○㎡）	
３次元データ納品	－	式	1	
外注経費	－	式	1	

※上記金額は一般管理費等を含む価格とする。